

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第71号

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。

第9条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の場合において、委員長は、会議を開く日の2週間前までに、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項を通知するものとする。

第9条第2項第2号中「取扱い」の右に「（審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、全ての職員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第12条 局長及び委員長は、委員会の制度が、職員相互間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすいものとすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としていることに鑑み、職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

意見を提出する職員の所属名	意見を提出する職員の氏名
---------------	--------------

を

」

「

意見を提出する職員の所属名	意見を提出する職員の氏名
意見とりまとめ者が委員会に意見を提出する際の、意見を提出する職員の氏名の取扱い <input type="checkbox"/> 匿名を希望する。 <input type="checkbox"/> 匿名を希望しない。	

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の京都市消防局消防職員委員会規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において局長が定める日までとする。

(消防局総務部人事課)